

福島国際研究教育機構の令和5年度の
研究開発等業務の運営に関する計画
(年度計画)

令和5年4月28日

福島国際研究教育機構

目 次

I. 序文・前文	4
II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
1. 研究開発に関する目標を達成するためとるべき措置	4
(i) 研究開発	4
(1) ロボット	4
(2) 農林水産業	5
(3) エネルギー	6
(4) -① 放射線科学・創薬医療	7
(4) -② 放射線の産業利用	8
(5) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信	8
(ii) 研究開発環境の整備	9
(iii) 研究開発に係る情報収集等	9
2. 産業化に関する目標を達成するためとるべき措置	10
(1) 産学連携体制の構築	10
(2) 広報・情報の発信等	10
(3) 戦略的な知的財産マネジメント	10
3. 人材育成・確保に関する目標を達成するためとるべき措置	10
(i) 人材育成	10
(1) 大学院生等を対象とした人材育成	10
(2) 地域の未来を担う若者世代を対象とした人材育成	11
(3) 企業の専門人材等を対象とした人材育成	11
(ii) 人材確保	11
III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1. 大学や他の研究機関等との連携	11
2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立	12
3. 経費等の合理化・効率化	12
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	12
1. 予算	12
2. 収支計画	13
3. 資金計画	13
4. 財源の確保	13
V. 短期借入金の限度額	13
VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	13

VII. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	13
VIII. 剰余金の使途	13
IX. その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項	13
1. 施設及び設備に関する計画	13
2. 人事に関する計画	13
3. 中期目標の期間を超える債務負担	14
4. 積立金の使途.....	14
5. 情報システムの整備及び管理に関する計画.....	14
6. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する計画.....	14
7. 規制緩和に向けた取組に関する計画	14

I. 序文

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 114 条の規定に基づき、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）の研究開発等業務の運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を、次のとおり定める。

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 研究開発に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 研究開発

福島における新たな産業の創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化により福島をはじめ東北の復興を前進させるとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現など世界共通の課題の解決も目指すものとし、以下の内容を基本に取り組んでいく。ただし、福島復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施する。

また、継続的に研究開発の成果を出し、産業化や人材育成を進めることができるよう、研究内容については基礎的な研究とそれに基づいた応用的な研究を適切に推進し、併せて分野間の融合を促進し機構ならではの研究が創出されるよう取り組むこととする。

令和 5 年度は機構設立直後であり、本施設が整備されていないことから、委託研究を中心として研究開発を実施することとする。

(1) ロボット

廃炉に資する高度な遠隔技術や、災害現場や宇宙など過酷環境を含めた様々な環境下での使用、情報技術との融合を想定したロボット・ドローンに関する研究開発、さらに、水素を活用してカーボンニュートラルを達成しながら、ドローンをはじめとする次世代空モビリティの高性能化を目指す研究開発、人材育成に取り組み、世界の課題解決につなげていく。

令和 5 年度は、以下の取組を進める。

1) 廃炉などの困難環境での動作に資する技術の研究開発とその応用の検討

- ・ 福島第一原発など原子力施設の廃炉や廃止措置に資するよう、これまでの遠隔技術に触覚によるフィードバックなど人間や生物の感覚機能を応用した技術等の高度な技術を導入することによる、作業効率と信頼性を高めた廃炉向けロボットの開発に向けた研究に着手する。
- ・ 当該技術を災害対応や宇宙開発などの他分野に展開する可能性について検討する。
- ・ 将来の廃炉に資する、放射性物質の分析を担う人材を育成するための教育プログラムの開発を進め、試行する。

- 2) 過酷環境下で機動性を発揮するロボットの研究開発
 - ・ 過酷環境下でのロボット・ドローンの活用を可能とする耐水性や耐熱性などの強靱性強化や、機動性や通信性能の向上等に関する研究開発に着手する。
- 3) 先端 I C T 技術とロボット技術を融合した自律知能・群知能の研究開発
 - ・ 異種複数のロボットやドローンがネットワークで結合し、高度かつ自律的に活動するためのクラウドロボティックスの研究に着手する。
- 4) 高性能ドローンの研究開発
 - ・ 水素エネルギー等の活用により飛行時間・ペイロードの大幅増加を実現する高機能ドローン開発に着手する。
 - ・ 災害時等におけるドローンによる状況把握を可能にする高性能センサ技術の開発を行う。国際的な動向を把握しながら、その性能評価手法の開発・標準化を行うための体制整備を進める。
- 5) 市場化・産業化に向けた性能評価手法の標準化に向けた研究開発
 - ・ 災害対応・インフラ点検ロボット等に対する性能評価手法の検討を行う。
 - ・ その性能評価手法に関し、国際的な普及や標準化のため、福島ロボットテストフィールドにおけるワールドロボットサミット等の競技大会の開催に向けた準備に着手する。

(2) 農林水産業

労働力不足や高度な資源循環の実現といった福島や我が国に共通する課題解決に向け、被災地域のニーズを踏まえた実証研究を進める。さらに、生産現場レベルでの実証を実施することで、短期的にも福島浜通り地域の営農再開等の課題解決に貢献するよう取り組む。

令和 5 年度は、以下の取組を進める。

- 1) 先端技術を活用した超省力・効率的な生産技術体系の確立
 - ・ 農機が複数ほ場を自律的に移動、作業することを可能とする地理的空間情報を用いた農機制御システムや産地化に資する農作物の生産力・競争力強化に資する自動化・機械化栽培体系の確立に向けた実証研究に着手する。
 - ・ 営農意欲の減退や作業負担の増加につながる鳥獣・病害虫被害の低減に向けた防除技術の有効性・安全性等の実証研究に着手する。
- 2) 農山漁村エネルギーネットワークマネジメントシステムの構築
 - ・ 農山漁村に賦存する再生可能エネルギーを活用した地産地消型のエネルギーシステムの構築に向けた実証研究に着手する。

- ・ 農林水産資源の循環利用を可能とする技術体系等の経済性・生産性等の技術開発に着手する。

3) 新たな農林水産資源の生産・活用

- ・ 地域のエネルギー源や新機能素材、漢方薬原料などの産業化に向けた有用性の評価等のデータ収集・分析、栽培体系等の技術開発に着手する。

(3) エネルギー

福島浜通り地域等を世界におけるカーボンニュートラルの先駆けの地とするため、再生可能エネルギーや水素を地産地消で面的に最大限活用するネットワークの形成等に取り組み、水素製造及び利用に関する技術、ネガティブエミッションのコアとなる技術の研究開発等を行う。

令和5年度は、以下の取組を進める。

1) ネガティブエミッションのコア技術の研究開発・実証（BECCS、ブルーカーボン等）

- ・ ネガティブエミッション技術に関する国内外の動向等を調査する。
- ・ 実証候補とすべき早生かつCO₂大量吸収特性を備え、強度増・利用しやすさ等の付加機能を付与した植物を生産するための基礎研究を開始し、技術課題を抽出する。また、海藻類のCO₂固定機能のメカニズム解明を進め、ゲノム編集/交配技術/育種技術等を適用して、CO₂固定速度の向上や育成技術について基礎研究を開始し、課題を抽出する。

2) バイオ統合型グリーンケミカル技術の研究開発

- ・ 多収性植物からのバイオエタノール生産及び発酵ガスの回収をラボレベルで行い、CO₂吸収分を含めたプロセス全体の物質収支、発生ガス中のCO₂純度、不純物の評価等を試行する。
- ・ 先進的フィシャー・トロプッシュ（FT）プロセスを実現するため反応の解明に取り組み、革新的なプロセスの開発を進める。得られた知見により、バイオ統合型グリーンケミカル技術のプロセス全体設計を実施する。

3) 水素エネルギーネットワークの構築

- ・ 再生可能エネルギーを電力源として利用する水素エネルギーシステムを電力ネットワークに適合させる詳細設計及びプロトタイプ要素開発・実装を開始する。
- ・ 電気系統と熱ラインの相互融合を目指し、電力を水素として高効率に貯蔵・利用するPower to Gas（P2G）を実現する電力・水素エネルギー連携システムの設計を行う。
- ・ 最先端材料開発技術を駆使し、データ駆動型材料開発プロセスの全体設計を実施する。

4) 被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援

- ・ 福島浜通り地域等 15 市町村に所在する企業等が保有する再生可能エネルギーに関連した技術に対し、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）福島再生可能エネルギー研究所（FRE A）の研究設備や知見等を活用して性能評価等の技術支援を開始する。
- ・ 外部機関と連携し、知財や標準化戦略等の事業化支援を開始する。

(4) -① 放射線科学・創薬医療

放射線及び放射性同位元素（ラジオアイソトープ、R I）利用に関する基礎基盤研究を軸として、医療分野はもとより、工業・農業を含む多様な分野への成果の応用を見据えて研究開発を進める。特に、創薬医療分野では、がん治療への応用をはじめとする放射線の先端的医学利用や先端的な創薬技術開発等に取り組む。

令和 5 年度は、以下の取組を進める。

1) 創薬医療分野の研究開発の一体的推進

- ・ 標的アイソトープ治療（放射性薬剤をがんに特異的に集積させる治療法）に係る研究開発として、アルファ線放出核種等を用いた新規放射性薬剤の開発に向けた基礎研究や非臨床試験等に着手する。
- ・ 加速器を利用した R I の製造技術、標的照射後処理と薬剤合成技術、ドラッグデリバリー（薬剤送達）技術、生命科学・情報科学技術等を例とした創薬医療分野の研究開発に着手する。

2) 放射線イメージング技術の研究開発の推進

- ・ 放射線イメージング技術の高分解能化、構造物内部や空間の状況把握に適した大視野 3 D 化、様々な R I や線源に対応した新たなイメージング技術の開発などを例とした放射線イメージング技術に関する研究開発に着手する。

3) 放射化学、宇宙放射線科学等放射線基礎科学の推進

- ・ 電子デバイスの信頼性の向上、新たな材料の開発、生物研究の高度化、農業技術の高度化、新たな分離や分析の技術などの高度化、ミクロな物理現象の解明などに資するような、放射化学、核化学、核物理学、宇宙放射線科学等の放射線基礎科学や、放射線や R I を利用した地球科学、環境科学、先端分析科学等に関する研究開発の推進に着手する。

4) 放射線の影響解明に資する基礎基盤研究・人材育成

- ・ 放射線に関わる現象の解明や、放射線の安全利用に関する科学的知見を強化

するための基礎的・基盤的な研究開発（例：放射線影響評価、食品中の放射性核種による健康リスク評価、安全規制に関する研究等）や人材育成の推進に着手する。

5) 中核的な放射線発生装置等の開発・整備

- ・ 放射線発生装置（加速器）等の施設・設備等の整備にあたっては、令和5年度までにとりまとめられる施設基本計画やそれに基づく整備スケジュール等を踏まえつつ、既存設備を持つ大学や研究機関等のリソースやポテンシャルも活かしながら効果的・効率的に進めていくという方針の下、検討を進める。

(4) -② 放射線の産業利用

本研究開発では世界初の高エネルギー・ガントリー式超大型 X 線 CT 装置の開発・実装とともに、高速化・高画質化等の画像処理基盤技術やシミュレーション等の C P E 技術（仮想空間と現実を統合する産業技術）の開発を、ドイツ・フラウンホーファー等との国際連携を図りながら実施し、本装置を核に福島国際研究教育機構の世界的拠点化を図る。この取組により、自動車、航空機等の大型機械部品をはじめ、自動車部品や電気部品等、広範な分野における福島発の D X 化を推し進める。

令和5年度は、以下の取組を進める。

1) 超大型 X 線 CT システム技術の研究開発

- ・ 大型機械部品や電気部品のデータを丸ごと取得することが可能な高エネルギー・ガントリー式超大型 X 線 CT システムの基本設計を行い、次年度以降の設計の詳細化のための要件を定めるとともに、要素技術開発に着手する。
- ・ X 線 CT のより広範な産業利用のための技術的可能性の調査、検討を進める。

2) 超大型 X 線 CT のための画像処理基盤技術の高度化

- ・ 超大型 X 線 CT に適用する画像処理基盤技術となる、高画質化、高速化、大規模 3 D 画像処理等の要素技術開発に着手する。
- ・ 地元企業や高等専門学校等を対象とした人材育成活動を開始する。

(5) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信

原子力災害に見舞われた福島を中心とした放射性物質の環境動態を、国や福島県、関係機関と連携しつつ様々な環境媒体を通じて解明し、環境回復に貢献する。また、得られた科学的知見及び関係機関が蓄積した原子力災害に関するデータや知見を収集・分析し、人材の育成に取り組むとともに、世代や地域を超えて、継続的・効果的に情報発信する。

さらに、これらで得られる総合的な知見を蓄積するプログラムを、海外の大学とも連携して提案するとともに、国際機関との連携により高度な研究能力を有する研究人材・実践人材の育

成を進める。

令和5年度は、以下の取組を進める。

1) 放射能汚染の環境動態計測研究

- ・ フィールドにおける環境トレーシング研究を開始する。
- ・ 継続的に、森林を中心に生態系を通じた放射性核種の動態メカニズムの調査・分析を進める。
- ・ 森林や河川、湖沼において、樹木、キノコ、山菜類、小動物、植物、微生物等を介した放射性核種の循環を調査し、環境と生態系全体を1つのシステムとして捉えた生態環境インフォマティクスへの展開を進める。
- ・ 環境動態研究の更なる展開と科学的知見の国際社会への発信を進める。

2) 情報公開、地域の人々の共生、原子力災害の影響、まちづくり研究

- ・ 放射線影響、避難生活による健康影響に関する情報等を集積・蓄積するとともに、これらを支える人材育成に着手する。
- ・ 活力ある地域づくりに貢献するため、地域の生活環境や、帰還者・移住者、研究人材等が共存・共生する新たなコミュニティ形成に関する実践や施策の提案等を検討する。

(ii) 研究開発環境の整備

福島県の優位性を発揮できる5分野の研究開発やそれらを発展させた機構ならではの分野融合研究に必要な施設・設備、実証フィールド等に係る検討を進める。特に、研究設備・機器については、将来的なコアファシリティ化を見据えて、分野を超えて広範に利用できる性能や汎用性を備えていることに留意しつつ、外部供用の可能性などの観点も踏まえて精査を行う。

また、本年度においては、1～5程度の研究グループの構築を目指すこととし、必要に応じて研究補助員等を充てるといった研究支援体制の充実化も進める。

(iii) 研究開発に係る情報収集等

福島県の復興・再生に貢献する研究開発のニーズなど、研究開発に係る内外の情報や資料を収集・分析し、令和6年度以降の研究テーマの設定・継続の適否を検討する際に有効に活用するとともに、外部機関からの求めに応じて適切に提供を行う。

特に、産学官ネットワークセミナーなどのイベントや公募事業における選考時のヒアリング等の機会を通じて、機構の研究開発に親和性のある研究開発を実施している大学や研究機関、企業等把握し、今後の連携の可能性についての検討を進める。

2. 産業化に関する目標を達成するためとるべき措置

機構における研究開発を、福島をはじめ東北の復興に結び付けるためには、広く企業や関係機関を巻き込みながら、実用化や新産業創出に着実につなげていく必要がある。

そのため、以下のように取り組む。

(1) 産学連携体制の構築

機構において世界水準の研究開発の実施及びその社会実装を実現していくためには、機構と産業界との間で、人材・研究開発・資金の好循環を支える仕組みを構築することが重要である。

令和 5 年度においては、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が企業誘致やビジネスマッチング、起業・創業支援などの取組の中で培ってきた企業とのつながりを活かし、企業と交流し、福島県内外の企業や事業環境などについての知見を深め、事業プラン提案型営業による研究開発成果の技術移転や地元企業との共同研究を目指し、機構の研究開発の成果の事業プラン（製品・サービス化）を念頭に置きつつ、連携体制等を検討していく。

また、福島県内のものづくり産業の技術基盤を支えてきている福島県ハイテクプラザと連携して、地元企業の研究開発能力や産業競争力の強化に必要な取組の検討を進める。

(2) 広報・情報の発信等

地域住民をはじめとした国民の広範な支持・理解が得られるよう、機構の活動や研究成果について、プレス発表、シンポジウム、セミナー等により、分かりやすく情報発信を行う。具体的には、産学官ネットワークセミナーなど研究者と地元企業、産業界との交流イベントを実施する。

情報発信を通じて機構の存在感を提示し、大学や他の研究機関、企業等との連携や研究人材の確保を図る。

(3) 戦略的な知的財産マネジメント

機構の研究シーズ・技術シーズを新製品や新市場の創出につなげていくため、機構として戦略的に知的財産の取得・保護を行うとともに、専門人材の確保や仕組みの構築等を着実に進める必要がある。令和 5 年度においては、オープン・クローズ戦略、標準化戦略、共同研究における独占・非独占実施などの知的財産マネジメント方針についての検討を行っていく。

3. 人材育成・確保に関する目標を達成するためとるべき措置

(i) 人材育成

(1) 大学院生等を対象とした人材育成

- ・ 先端的な研究開発の実施に不可欠な研究人材の育成を図る観点から、連携大学院制度等、機構の研究者による大学院生等への研究指導などについて、今後、学生が機構に

における先端科学の研究開発機能を活用しながら研究に取り組むことができるよう、検討を進める。加えて、地元の大学等と連携し、地域で学部生も含めた人材育成を推進する。

(2) 地域の未来を担う若者世代を対象とした人材育成

- ・ 研究に必要な技術者等の長期的な育成等を効果的に推進する観点から、地元の高等専門学校との連携を深める。また、初等教育、中等教育、そして高等教育につながる連続的な人材育成を行う観点から、機構や連携する大学・研究機関等の研究者による地元の小中学校や高等学校等への出前授業等、小中高校生等が先端的な研究・学術分野に触れる多様な機会を設ける取組を推進する。
- ・ 福島県内の大学、高等専門学校、高等学校の学生・生徒を対象に、最先端の科学技術の魅力と可能性等に関し、理事長等の機構のトップ陣によるセミナー（F-R-E-Iトップセミナー）を開催する。

(3) 企業の専門人材等を対象とした人材育成

- ・ 機構の研究成果を広く波及させるには、企業等においても、機構の研究開発成果を産業化に結び付けることができる十分な技術水準を有することが必要である。そのため、機構は、その幅広い研究開発分野に対応した、企業人材・社会人向けの専門教育やリカレント教育を用意し、研究開発の様々なシーズを、ビジネスとして事業利用できる人材の育成に取り組む。令和5年度において、研究成果の製品化やサービス化に取り組むことができる専門人材の育成方法について、大学TLO（Technology Licensing Organization、技術移転機関）などから情報収集する。

(ii) 人材確保

戦略的に研究人材を確保していくため、シンポジウムやセミナー等の開催、国際学会や国際シンポジウム等への参加などを通じて、外部機関や研究者との関係構築に努める。

また、国内外の優れた研究者、特に、卓越した能力を有する海外の研究者の確保に向けて、外部の専門家・有識者から助言を得るとともに、他機関が実施している先行的な人材確保の取組を調査し、機構の人材確保に活かしていく。

併せて、他の研究機関等に所属する研究者等が機構の取組に柔軟に参画できるよう、多様な関与形態に対応した制度設計を進める。

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 大学や他の研究機関等との連携

国や地方公共団体等の施策と緊密に連携を図りながら、研究開発、産業化、人材育成・確保等の機構のミッションを円滑に進めるとともに、立地近接地域だけでなく機構設置の効果を広域的に波及させるため、産学官ネットワークセミナーや福島浜通り地域等の15市町村で実施する座談会など

を通じて、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業、市町村等との効果的な広域連携を進める。

そういった取組をもとにして、令和 5 年度においては、MOU（基本合意）や包括連携協定等を 5 件以上締結する。MOU や包括連携協定の内容としては、共同研究等の研究協力、研究者等の交流及び人材の育成、情報交換、施設・設備・実証フィールドの相互利用などに関する連携協力を想定している。

2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

理事長を中心としたトップマネジメントに加え、外部の専門家・有識者からも助言を得ることにより、PDCA サイクルに基づく効果的・効率的な業務管理を行う。

具体的な体制として、機構の社会的認知度の向上や機構の活動の各方面への展開等につなげるため、アドバイザリーボードを設け、運営全般にわたる俯瞰的な視点からの意見を得るほか、機構の国際的なネットワークの形成や国際的プレゼンスの向上の方策について助言を得るため、国際アドバイザーグループを組織する。

また、組織の肥大化に留意しつつ、戦略的かつ柔軟に研究開発等並びに福島の課題把握及び地域との協働等を進める。

さらに、我が国が今後優位性を発揮し、世界への貢献が期待される分野への研究資源の配分、経済安全保障の概念も踏まえたセキュリティの実施等について戦略的かつ機動的に判断する。特に、セキュリティの実施については、講習会の実施や業務マニュアルの作成に向けて取り組む。

3. 経費等の合理化・効率化

経費の合理化・効率化については、機構の財源の多くが国からの補助金であることに鑑み、国民に対する説明責任を果たすため、実績を点検し、合理的かつ効率的に予算を執行する。

機構が締結する契約については、研究成果の最大化を目指すために、一般競争を原則としつつも、真にやむをえない場合においては、機構の事業・事務の特性も踏まえ、その他合理的な調達を検討する。その際、随意契約を行う場合にあっても、公表の徹底等により透明性、公正性を図る。

また、人件費については、政府の方針を踏まえ、法に基づく国際的に卓越した人材確保の必要性といった機構の特徴に応じて必要な措置を講じる。給与水準については、国民に対する説明責任を果たす観点から、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程（俸給表を含む）及び総人件費を公表する。

以上を実現するため、初年度である令和 5 年度は、適正な予算執行体制の構築、適切な契約締結体制の構築を始め必要な措置を実施していく。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

別紙のとおり

2. 収支計画

別紙のとおり

3. 資金計画

別紙のとおり

4. 財源の確保

競争的研究費については、国や地方公共団体等と緊密に連携を図り、機構内で公募情報を共有して積極的・戦略的な応募を促進する。また、企業等との受託研究・共同研究の実施や寄附金の獲得を念頭に、機構の活動紹介や関係機関等との情報交換、意見交換等を進める。

V. 短期借入金の限度額

短期借入限度額は 36 億円とする。

短期借入が想定される事態としては、補助金の受入の遅延等がある。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

VII. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

VIII. 剰余金の使途

なし。

IX. その他主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

令和 5 年度までに国によりとりまとめられる施設基本計画については、機構の施設の基礎基盤的な要素を含むことから、機構として主体性をもってその検討に参画し、適宜必要な提言を行う。

2. 人事に関する計画

機構は、人事に関する事項として、以下の取組を行う。

- ・ 給与について、成果や能力に応じて柔軟に設定する
- ・ 職員（研究職、事務職等）については、当初は有期雇用を活用することを基本とするが、優れた研究者については、早い段階から無期雇用に移行する

- ・ 新設組織であるメリットや業績評価の仕組み等を活用して、研究職等において、先例にとらわれず、若手や女性の積極的な登用を図る

3. 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の使途

なし。

5. 情報システムの整備及び管理に関する計画

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理に向けた講習会の実施や業務マニュアルの作成を行う。

6. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する計画

本中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととされているため、機構の認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に向けて、以下のとおり取り組む。

- ・ シンポジウムやセミナー等の開催を通じて、機構の研究開発の狙いや意義、効果等をわかりやすく発信し、機構の取組に対する認知度の向上、理解の醸成を図るとともに、機構の研究開発の進捗や成果に関する情報を発信し、国内外の大学、研究機関、企業等との共同研究の実施を促進する。また、機構の研究開発の成果に関して、令和5年度においては、1回以上の成果報告会を実施する。
- ・ 機構の取組に対する地域住民をはじめとした国民の理解を醸成し、海外にも目を向けた幅広い広報活動を行う観点から、複数の言語に対応したホームページの整備を進めるとともに、SNSも積極的に活用してプレスリリースの作成・配信やイベント開催等の情報発信を行う。
- ・ 機構が福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、福島の復興・再生に貢献し、地元に着目して親しまれる存在になるため、可能な限り県内で研究開発や産業化・社会実装、人材育成等に取り組む、福島県内の多様な主体とのパートナーシップの構築を進める。また、機構の活動や研究開発の成果がどのような形で地域に還元されるのか、わかりやすく伝える必要があることから、福島県民向けの公開講座の開設やシンポジウムの開催はもとより、国、福島県・市町村等が主催する講演会、展示会、セミナー、その他地域のイベント等への参加等に積極的に取り組む。また、国際学会や国際シンポジウム等にも積極的に参加することにより、戦略的にアウトリーチ活動を実施する。

7. 規制緩和に向けた取組に関する計画

福島において他の地域ではできない実証等を可能とするため、研究開発の中で障害となる規制に

対し、研究者や企業等からの要望を集約し国等に提案できるよう、実地に即した規制緩和に向けた検討を進める。

令和5年度 予算

(単位：千円)

区 分 \ セグメント	ロボット	農林水産業	エネルギー	放射線科学・創薬 医療、放射線の産 業利用	原子力災害に関す るデータや知見の 集積・発信	法人共通	合計
【収入】							
新産業創出等研究開発推進事業費補助金	3,966,669	1,404,259	2,963,972	3,370,623	895,942	1,600,173	14,201,638
計	3,966,669	1,404,259	2,963,972	3,370,623	895,942	1,600,173	14,201,638
【支出】							
経常経費							
一般管理費	—	—	—	—	—	1,600,173	1,600,173
うち人件費	—	—	—	—	—	737,052	737,052
物件費	—	—	—	—	—	863,121	863,121
業務経費	3,966,669	1,404,259	2,963,972	3,370,623	895,942	—	12,601,465
うち人件費	135,561	72,389	86,000	43,000	29,300	—	366,250
物件費	3,831,108	1,331,870	2,877,972	3,327,623	866,642	—	12,235,215
財務費用	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
計	3,966,669	1,404,259	2,963,972	3,370,623	895,942	1,600,173	14,201,638

※ 上記予算額には、助成等業務に係る予算を含む。

令和5年度 収支計画

(単位：千円)

区分 \ セグメント	ロボット	農林水産業	エネルギー	放射線科学・創薬 医療、放射線の産 業利用	原子力災害に関す るデータや知見の 集積・発信	法人共通	合 計
【費用の部】							
経常経費							
一般管理費	—	—	—	—	—	1,595,773	1,595,773
業務経費	3,029,401	1,030,259	2,266,472	2,658,623	845,618	—	9,830,373
減価償却費	234,317	93,500	174,375	178,000	12,581	550	693,323
財務費用	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
計	3,263,718	1,123,759	2,440,847	2,836,623	858,199	1,596,323	12,119,469
【収益の部】							
補助金等収益	3,029,401	1,030,259	2,266,472	2,658,623	845,618	1,595,773	11,426,146
資産見返補助金等戻入	234,317	93,500	174,375	178,000	12,581	550	693,323
臨時収益	—	—	—	—	—	—	—
計	3,263,718	1,123,759	2,440,847	2,836,623	858,199	1,596,323	12,119,469

※ 上記収支計画には、助成等業務に係る収支を含む。

令和5年度 資金計画

(単位：千円)

区 分 \ セグメント	ロボット	農林水産業	エネルギー	放射線科学・創薬 医療、放射線の産 業利用	原子力災害に関す るデータや知見の 集積・発信	法人共通	合 計
【資金支出】							
業務活動による支出							
原材料、商品又はサービスの購入による支出	2,893,840	957,870	2,180,472	2,615,623	816,318	858,549	10,322,672
人件費支出	135,561	72,389	86,000	43,000	29,300	737,052	1,103,302
法人税等の支払額	—	—	—	—	—	172	172
投資活動による支出	937,268	374,000	697,500	712,000	50,324	4,400	2,775,492
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
計	3,966,669	1,404,259	2,963,972	3,370,623	895,942	1,600,173	14,201,638
【資金収入】							
業務活動による収入							
補助金等収入	3,966,669	1,404,259	2,963,972	3,370,623	895,942	1,600,173	14,201,638
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
計	3,966,669	1,404,259	2,963,972	3,370,623	895,942	1,600,173	14,201,638

※ 上記資金計画には、助成等業務に係る資金を含む。